<table>
<tr><td>件　名</td><td colspan="5">資源循環局鶴見工場及び下水道河川局北部汚泥資源化センターで発電した余剰電力(非ＦＩＴ分)の売却（その２）</td></tr>
<tr><td>履行場所</td><td colspan="5">鶴見区末広町１丁目15番地１、鶴見区末広町１丁目６番地１</td></tr>
<tr><td>履行期間</td><td colspan="5">令和９年４月１日～令和10年３月31日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加条件</td><td>種目</td><td colspan="4">電力・都市ガス</td></tr>
<tr><td>所在地区分</td><td colspan="4">指定しない</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。
(2) 令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・都市ガス」の「細目Ｃ　電力買受」に登録が認められている者であること。
(3) 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
(4) 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
(5) 令和７年４月１日から開札日までの期間に、経済産業省から「再生可能エネルギー特別措置法」に基づき、納付金を納付していない電気事業者として公表されていない者であること。</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td colspan="5">①公募型指名競争入札参加意向申出書
②入札参加条件のその他(4)に該当することを証する書類</td></tr>
<tr><td>支払条件</td><td>前金払</td><td>しない</td><td>部分払</td><td colspan="2">する（12回以内）</td></tr>
<tr><td>最低制限価格制度</td><td colspan="5">該当　【算出式】【率】　　・　(非該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4">・令和９年度横浜市各会計予算が令和９年３月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。
・この入札は、電力売却仕様書の内訳における各数量の単価に基づく計算による総価により行います。</td></tr>
</table>